

西部児童相談所児童死亡事案にかかる検討会 報告書

令和5年5月

目次

1	事案検討の趣旨	1
2	検討体制	1
3	検討経過	1
4	事案概要及び経緯	2
5	事案発生当時の状況及び現状	3
6	取り組み状況	4
7	再発防止に向けた提言	4
8	まとめ	6

1 事案検討の趣旨

令和4年11月7日に西部児童相談所で起きた児童死亡事案について、児童相談所の対応等について検証し、再発防止をはかるとともに、今後の児童相談所運営及び相談援助活動に活かすもの。

2 検討体制

事案検討にあたり、西部児童相談所児童死亡事案にかかる検討会（以下「検討会」という。）を設置した。検討会のメンバーは以下の通りである。（職名は検討会当時のもの）

【外部有識者等】

平井 誠敏	名古屋市社会的養育施設協議会 会長
千賀 則史	同朋大学社会福祉学部 准教授
中林 恭子	元愛知みずほ大学人間科学部 准教授 児童養護施設晴光学院 心理療法担当職員
八木 多賀弥	元名古屋市児童相談所 職員 児童養護施設南山寮 スーパーバイザー
松橋 秀之	名古屋市児童虐待対策参与

【市側出席者】

加藤 秀一	中央児童相談所 所長
長谷川 卓司	中央児童相談所 主幹（児童相談所に係る企画調整）
丸山 洋子	中央児童相談所 主査（医学的指導）
橋本 好司	西部児童相談所 所長
矢田 富士夫	東部児童相談所 所長
松岡 康弘	子ども福祉課 課長
柴田 英樹	子ども福祉課 主幹（施設の整備・民間移管等）

3 検討経過

ア 検討会

第1回 令和4年12月5日開催（現場視察含む）

第2回 令和5年1月24日開催

イ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（報告・意見聴取）

令和5年2月2日開催（第75回）

ウ とりまとめ

令和5年2月24日から令和5年5月2日

報告書素案を送付し、外部有識者等から意見聴取

4 事案概要及び経緯

(1) 概要

令和4年11月7日(月)、西部児童相談所(以下「西部児相」という。)が警察署からの通告を受けて一時保護した児童(市内在住 15歳女児 無職)(以下「本児」という。)が、同日午後10時12分にトイレに行くとし出した後、西部児相3階のトイレの窓から駐車場に転落し、救急搬送された。翌日8日(火)午前0時48分に本児の死亡が確認された。

(2) 経緯

令和4年11月3日	本児が入所先施設を退所し、保護者が引き取り。
11月4日	本児が保護者の元から失踪。保護者が西部児相へ連絡の上で、警察署へ行方不明届提出。
11月7日	(午後5時45分)本児が県内で保護され、警察署に移送。
	(午後7時25分)本児が警察署へ到着。西部児相へ要保護児童通告。
	(午後10時10分)警察の移送により本児が西部児相に到着。
	(午後10時12分)本児がトイレに行くとし出す。職員がトイレ前で待機。
	(午後10時19分)本児が出てこないため、同性の職員がトイレを確認したところ、駐車場に転落している本児を発見、直ちに救急搬送。
11月8日	(午前0時48分)搬送先において本児の死亡が確認。

(3) 本児への西部児相の関与

令和4年3月31日 警察署から要保護児童通告
同日、非行相談事案として、一時保護開始
9月5日 一時保護解除
9月6日 施設へ入所

5 事案発生当時の状況及び現状

(1) 安全対策について

- ・ 本児が転落した3階女性用トイレの窓は、床面から120 cm上に設置されているものの、成人が身を乗り出せるような大きさである。また、当時は開閉を制限するストッパー等は備えておらず、自由に開閉でき、かつ全開できる状態であった。男性用トイレも同様であった。事故後、対策がとられ、現在はストッパーが設置されている。
- ・ 3階トイレは、通常、西部児相職員や来客用として使用されることが多い。
- ・ 一時保護された児童が生活する空間に面する窓については、窓センサーが設置されているほか、児童の居室には窓ルーバーを設置し、不用意に窓から外部へ出ることができないような対策がとられていた。

(2) 児童の受入れ体制について

- ・ 時間外における児童相談所の虐待通告や児童の受入れの調整は、3か所の児童相談所のうち、1か所で1名の宿直者（正規職員）と1名の休日夜間対応員（会計年度任用職員）が対応している。事案当日は、西部児相が宿直対応を行っていた。
- ・ 時間外に児童を受入れる場合は、児童相談所附設一時保護所職員が対応するが、宿直を行っている児童相談所の場合は、宿直者が対応することになっている。そのため、今回は、宿直者が警察から移送された本児を受入れ、その後の対応にあっていた。
- ・ 本児の対応にあたった宿直者は、男性であった。西部児相に到着後すぐに、本児がトイレに行きたいと申し出たため、男性職員は3階女性トイレ前まで同行し、入り口で待機していた。西部児相到着時やトイレまでの移動中、本児は取り乱すことはなく、落ち着いた様子であった。また、入室後のトイレ内から大きな物音は聞こえなかった。

(3) 一時保護所について

- ・ 一時保護所では、夕食時間帯から3人の職員で保護された児童の対応にあっている。当時西部児相には、24名の児童が入所していた。
- ・ 一時保護所職員は業務が多く、昼間でも児童と話す時間を十分に取れないため、超過勤務をして話を聞くなど支援にあっている。
- ・ 一時保護所には、外部有識者によるスーパーバイザーが配置されており、対応が困難な児童の対応等について助言を受けている。
- ・ 居室について、中央児童相談所は11部屋中1部屋、西部児童相談所は10部屋中3部屋、東部児童相談所は13部屋中9部屋が個室となっている。
- ・ 居室には就床時間帯以外に職員の許可なく児童が立ち入ることはできない。
- ・ 病院から処方された薬や眼鏡など最低限必要なものを除き、私物の持ち込みはできない。
- ・ 幼児については学齢児と分けた生活空間となっているが、小学生から17歳までは同じ生活空間、同じ日課となっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行前は、行事で年数回程度外出の機会があったが、現在学齢児については個別の外出のみで、外出機会がほとんどない。

6 取り組み状況

(1) 安全対策

- ・ 3カ所全ての児童相談所のトイレや相談室等の窓について、ストッパーを令和4年11月に設置している。また、西部児相において引違いサッシの改修に向けて対応を進めている。
- ・ 令和4年12月から令和5年1月に3カ所全ての児童相談所で愛知県建築士事務所協会による建物調査を実施した。
- ・ 日常生活において怪我の恐れがある箇所として、柱等にコーナーガードを設置するなどして対応している。
- ・ 施設環境について、小規模修繕や整理整頓を適宜行いながら、より居心地の良い空間の確保に向けて検討をしている。

(2) 職員体制

- ・ 令和4年10月に一時保護改革と子どもの権利擁護ワーキングを立ち上げ、一時保護所の運営について議論を進めている。令和4年12月6日、8日に先進自治体の一時保護所を視察しており、引き続き他都市等の状況を参考にしながら、国の動向等もふまえ、人員の確保と配置等を進めようとしている。

(3) 一時保護所での児童の生活について

- ・ 一時保護所の入所児童に対し、近くの公園やレジャー施設等へ集団で外出できる機会を定期的に設けるなど、ストレス発散や気分転換を図るため検討を進めている。
- ・ 余暇時間の充実や衣類等の私物の持ち込み、通学保障や通学が困難な児童への学業の充実など、一時保護所で生活する児童への援助のあり方について、令和5年度に一時保護所のあり方調査等を予定しており、さらに検討を進めていこうとしている。

7 再発防止に向けた提言

(1) 再発防止に向けた児童相談所の安全対策について

- ・ 窓は転落のリスクが高い部分であるため、ハード面の対策として、抜本的な転落防止に向けた改修をするなど、対応をしていく必要がある。
- ・ 愛知県建築士事務所協会による建物調査の結果を踏まえ、安全対策を検討し、できるところから実施してほしい。
- ・ 窓のストッパーなどは目立つものではないが、構造的な問題を突き詰め過ぎると、ある種の息苦しさにつながる場合もある。危険を防ぐことは大切だが、監視するような対策をすすめるものではない。
- ・ 児童相談所は、児童に命の大切さを伝えていくところであるとともに、一時的であったとしても、児童にとって安心できる場となるような、「あたたかみのある空間」を提供することが大切である。

(2) 児童の受入れ体制について

- ・ 夜間や休日に児童を安全に受入れるためには、宿直を介さずに、一時保護所が直接児童を受入れ対応していく必要がある。
- ・ 性的な問題等を抱えた女兒が保護される場合も考慮し、女性職員の応援が最初からあるような体制を組むことが必要である。
- ・ 緊急保護の場合は、児童の状況について事前情報をしっかりと把握することが大切である。今回は、警察からの要保護児童通告によって児童が警察から児童相談所へ引き渡されたことから、双方の連携は重要である。
- ・ 一時保護所では、夕食時間帯から3人の職員で対応しているが、児童への対応やケアを十分に行っていくための人員が不足していると考えられる。他都市の状況を参考にしながら、人員の確保と配置を進めていくべきである。

(3) 一時保護所の運営について

- ・ 本児は、令和4年3月31日からおよそ5か月、西部児相の一時保護所で過ごしている。特に大きなトラブルもなく落ち着いて生活できたことは、一時保護所が信頼できる場であったからではないかと考える。
- ・ 一時保護所が安全な場であり、信頼できる大人たちと出会い、安心できる生活の場であるためには、一時保護所の環境を整えるとともに、一時保護所職員が児童と向き合える時間の確保と体制が必要である。
- ・ 保護された児童の生活と権利を保障するために、ストレスの解消につながる運動やインターネットやゲーム、ポータブルDVDなどを活用した遊びの提供などの余暇時間の充実、衣類等の私物の持ち込み、通学保障や通学が困難な児童への学業の充実など、一時保護所で生活する児童への援助のあり方について、今後も継続して検討していく必要がある。
- ・ 入所期間が長くなると、より制限やストレスを感じる。入所期間の長期化への対応について、今後継続して検討していく必要がある。
- ・ 一時保護所に外部有識者によるスーパーバイザーが配置されていることは大きな意味がある。今後も、外部の声を聞きながら、よりよい一時保護所の運営につなげてほしい。
- ・ 西部児相の一時保護所は、他の児童相談所と比べても運動ができる空間などが非常に狭く、個室の数も少ない。
- ・ 児童のプライバシーを守り、落ち着いて過ごせるよう個室が必要である。
- ・ 個室にするにはリスクもあるため、児童の様子を把握し、向き合える体制をつくることも欠かせない。

(4) その他

- ・ 一時保護所にはさまざまな理由により保護された児童が入所する。精神的な不安のある児童の場合は、すみやかに受診につなげるなど、精神科医療機関との連携を深めていく必要がある。

8 まとめ

児童相談所は、一時保護の機能として秘匿性が高く、加害者等の外部の侵入からも子どもを守らなければならないという役目がある一方で、社会や地域にも開かれた相談援助機関にしていくことが求められており、この相反する役割を両立していかなければならない機関である。今後、今回のような痛ましい事案が繰り返されることのないよう、安全対策を徹底するとともに、児童相談所に十分な人員を確保したうえで、安全で安心できる場となるよう取り組んでいく必要がある。

本検討会で外部有識者等から出た意見について、すぐに出来ることから速やかに対応するとともに、予算や人員が必要なこと、ハード面の改善点など、時間を要するものについても、市として着実に取り組んでいただきたい。児童相談所が、さまざまな不安や課題を抱えた児童にとっての「最後の砦」であり続けるよう、市として努力し続けなければならない。